

# ジャパンライフ株式会社 行動計画

(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画)

\*\*\*\*\*

従業員が仕事と家庭生活を両立させ、ワーク・ライフ・バランスを実現させることによりその能力を十分に発揮できる職場環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について社会貢献できる企業を目指し、以下の行動計画を策定する。

\*\*\*\*\*

## 1. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

## 2. 行動計画内容

**目標 1** 所定外労働時間削減のための措置 【 行動計画策定指針 1-(2)-ア 】  
～所定労働時間を 1 人当たり月 1 時間削減する～

### 対策

平成 27 年 4 月 1 日より

- ◆適正な労働時間管理を目指すため、管理・監督者のマネジメントレベルの意識向上を図る。労務管理ツールの充実を通じて管理者研修を実施する。
- ◆管理職自らが個別の勤怠状況をチェックし業務調整を行い残業時間の平準化を目指す。

**目標 2** 年次有給休暇の取得促進の措置実施 【 行動計画策定指針 1-(2)-イ 】  
～前年度繰越分含む年間有給取得率 55%以上～

### 対策

平成 27 年 4 月 1 日より

- ◆計画的な有給休暇取得の促進  
管理職自らが個別の勤怠状況をチェックし計画的な取得が図れるよう業務調整を行う。
- ◆取得しやすい社内環境の整備  
「年休取得キャンペーン」・「記念日休暇」を提案し年休取得の促進に努める。

**目標 3** 妊娠中や出産後の女性従業員の育児と健康を確保する支援体制の整備  
【 行動計画策定指針 1-(1)-ア 】

### 対策

平成 27 年 4 月 1 日より

- ◆相談窓口の設置準備（段階的な設置準備）  
過去の育児休業取得者をメンバーとして、支援できる情報を集め相談マニュアルの作成・相談窓口担当者の選定
- ◆相談窓口の開始

**目標 4** 「子ども参観日」の実施 【 行動計画策定指針 2-(3) 】

### 対策

平成 27 年 4 月 1 日より

- ◆従業員とその家族および地域の子ども達の育成支援のために、従業員の働いているところを実際に見る事ができる社内行事「子ども参観日」を検討する。